

裁判員経験者意見交換会

1. はじめに

(1) 参列者あいさつ

参列者：本日は、皆様大変お忙しい中、この意見交換会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、和歌山地方裁判所長の中村と申します。どうぞよろしく申し上げます。

平成21年5月に裁判員制度が始まって以来、約7年8箇月が経過しました。和歌山地裁でも平成28年10月末までに69件、全国合計は9,537件の裁判員裁判の審理・判決が行われ、多くの方々に裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者として御協力いただきました。おかげさまで裁判員制度はおおむね順調に運営されてきたものと考えています。

皆様には、本日は改めて、裁判員としての経験を振り返っていただき、御意見、御感想を伺いたいと思っております。お伺いした御意見は今後の裁判員裁判の運用に生かし、分かりやすい、充実した裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきたいと考えております。

(2) 司会者あいさつ

司会者：司会の浅見でございます。本日は、意見交換会に御出席いただきまして、大変ありがとうございました。皆様の意見を聞いて、裁判員裁判をよりよいものにするためにという趣旨で、この意見交換会を開かせていただきました。よろしく申し上げます。

(3) 検察官・弁護士・裁判官の紹介、進行方法の説明

司会者：出席していただいている弁護士、検察官及び裁判官の御紹介をさせていただきます。

弁護士の藤田弁護士です。

藤田弁護士：藤田です。どうぞよろしく申し上げます。

司会者：藤田弁護士は、皆様が担当された事件には直接は関わっておられませ

んが、和歌山ではそれぞれの事件ごとに裁判官，検察官及び弁護士で勉強会を行っており，その勉強会に積極的に参加されているところですので，事件の内容については，理解をされています。

続いて，検察庁からは野崎検察官です。

野崎検察官：野崎と申します。よろしくお願ひいたします。

司会者：野崎検察官はEさんとFさんが担当された事件で法廷に立ち会っておられます。

裁判所からは田中裁判官です。

田中裁判官：田中と申します。どうかよろしくお願ひします。

司会者：田中裁判官は，Dさん，Eさん及びFさんが担当された事件について，評議をともにしたということで，印象に残っているのではないかと思います。

では，一言ずつ自己紹介をお願ひします。

藤田弁護士：弁護士の藤田です。どうぞよろしくお願ひいたします。私は今回，対象となっている事件には関与していませんが，和歌山弁護士会で刑事問題対策委員会というのがあり，その委員長をしております。本日は皆様に御意見を伺って，それをまた弁護士会に持ち帰り，今後分かりやすい活動ができるように反映させていきたいと思ひますので，どうぞよろしくお願ひいたします。

野崎検察官：検察官の野崎と申します。検察官は公訴の提起者といたしまして，捜査段階で事実関係を解明した上で，その事実を公判で立証し，犯人に対して適切な処罰を当てるということを活動の目的としております。裁判員及び一般の皆様にも，その証拠関係を御理解いただくために，常日頃，分かりやすい立証というものを心がけて行っているところですが，このような貴重な機会に皆様の忌憚のない御意見を頂戴して，今後の捜査・公判活動に生かしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

田中裁判官：裁判官の田中と申します。本日の皆様の忌憚のない御意見を踏まえて，今後の評議の際での参考にさせていただきたいと思ひますので，どう

かよろしくお願いいたします。

2. 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会者：本日の話題は、まず量刑についてどうだったかということ及び精神的負担についてどうだったかということをもつの柱として進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

最初に、裁判員裁判を担当されての全般的な印象を、どのような点でも結構ですでお話してください。思ったとおりにだったのか、それとも違ったのか、大変だったのか、大変じゃなかったのか、どのような感想でも結構です。自由にお話しただけければと思ひます。

では、まずはCさんお願ひします。

裁判員経験者 C：全く初めてのことばかりで戸惑っていたのですが、全体的には、裁判員を経験して自分自身は良かったと感じています。いろいろな議論を皆さん方とするのですが、自分の考えで被告人の今後の生活や環境が変わるとするのは非常に辛いことだと思ひました。

司会者：ありがとうございます。ではBさんお願ひします。

裁判員経験者 B：私も初めてのことなので、少し戸惑いもありましたが、思っていたほど堅苦しいイメージはなかったです。和ませていただいたみたいない感じがあり、思ったことは自分の言葉で言えたので、それは良かったと思ひます。裁判というのは被告人の人生に関わるもので、私たちが行った判決には重い責任があると感じました。

司会者：Aさんお願ひします。

裁判員経験者 A：自分がこの裁判の裁判員に選ばれるとは思ってなくて、どのような事件だろうと最初は思っていたのですが、私からすれば結構難しかったです。放火事件だったのですが、もしその放火で家が燃えて人が亡くなっていたらどうなのかなと、いろいろ考えると重く感じてきました。

司会者：Aさん、Bさん及びCさんは、同じ事件を担当していただいて、放火事件で事実関係が争われていましたから、どの事件も大変なのですが、いろ

いろと難しいような点が出てきた事件であったと私の方でも思っております。

では、Dさんお願いします。

裁判員経験者D：私が担当させていただいた事件は殺人未遂事件だったのですが、裁判員の通知が最高裁判所から来たときに、するかしらないか、どうしようかなというのは実際ありました。精神的な負担が大きいので、裁判員をしたくないということが、社会問題になっているというのは自分自身知っていたので、もし選任で選ばれたら、選ばれた限りは自分にもできることはしようと思っていました。私の担当した事件は殺人未遂事件で、しかも精神鑑定の事案で、責任能力が争点となっており、3週間の間裁判にかかるような難しい事件でした。法廷では、精神鑑定医が来て専門的な用語が飛び交っている状況だったので、聞いている方からすると、なかなか難しかったです。私はドラッグストアの副店長をしています。上司に報告して会社から休みをいただく際に、役職がついているので、なかなか他人に仕事を振れないものがありました。結局、毎日裁判員の用務が終わってから1時間半かけて、私の職場に戻って、そこから3時間仕事をしているような状況だったので、3週間精神的に相当辛い思いをしました。

司会者：ありがとうございました。

EさんとFさんは同じ事件を担当していただきました。では、まずEさんからお願いします。

裁判員経験者E：最初は、裁判長と検察官というのは非常に厳しい方で、とっつきにくくてやりにくいのかなと思っていました。しかし、評議では非常に論理的に理屈を進めてもらい、専門的な用語も我々にも分かりやすい言葉で説明していただいて、評議の中での精神的な負担というのは全くなかったです。自分としてはこういう機会があれば参加したいと思っていました。ただ、どのように裁判が進められるのかというのは、テレビでしか見たことがなかったものですから、実際どのようになるのかということに非常に興味がありました。全体的には、進め方が我々にとって分かりやすいものでしたので、

非常にありがたかったと思っています。

司会者：ありがとうございました。ではFさんお願いします。

裁判員経験者 F：私も最初、裁判員には選ばれないと思っていたので、それが最後まで残って、いろいろ予定はあるけれども、裁判員は義務で、最優先すべきことと考え、やらせていただきました。私が担当したのは殺人事件でしたが、一般的に、殺した人が悪い、あるいは殺された人の人権が守られていないということで、殺された人のことを思えば刑が軽過ぎやしないかというようなことが新聞などの一般報道では見られるし、そういう話も聞くのですが、事件の内容が分かってくると、殺人だと最低でも5年の懲役判決になり、今回担当した事件のような事情でも5年ということになるのか、あるいは刑を軽くする法律があるのかと、いろいろなことを論理的又は法的に考えました。最終的には、評決に際して自分としての判断ができたと思っています。しかし、今回の事件を振り返ったときに、このような事態になってしまうまでにもう少し警察や行政で対応できなかったのかと思いました。今回、裁判員裁判に参加させていただき、いろいろなことが勉強になりました。私は、仕事上、法律を定めたり、あるいは警察にも指導するような立場ですが、他の政治家の皆さんも裁判員に参加させてもらえばいいのではないかというようなことを感じました。

司会者：ありがとうございました。

3. 刑に関する評議・審理等について

司会者：それでは、量刑に関する評議・審理にテーマを移します。量刑に関する評議・審理は、全ての事件に共通だったと思います。量刑判断の、刑罰の重さについて、皆さんは、普段経験したことの無い判断をすることになったわけで、その量刑判断をするに当たっての感想、あるいは検察官の主張とか、弁護人の主張とか、裁判所からの説明とか、量刑に関していろいろなことがあったと思うのですが、その辺りの感想をお聞きできたらと思います。

裁判員経験者 F：法律は昔からあまり変わっていないように思います。罪を重

ねている者は刑が重くなったり、あるいはもう少し刑の幅があるような法改正がされれば、判決として余りにも軽過ぎたり、あるいは重過ぎるということもないのではないかと思います。今回、事件の内容によって刑が軽くなるというのを勉強させてもらいました。

司会者：皆さんが経験された事件で、量刑判断をする過程で、最初に裁判所の方から説明させていただきました。また、検察官が量刑でこういう点を見てください、あるいは弁護人がこういう点を見てくださいと主張した点を評議で取り上げたのですが、この過程はどのように思われましたか。少し難しかったのか、それとも、他の印象を持たれているのかということをお話しいただければと思います。

裁判員経験者 F：最初は私も、これはどのような刑になるのだろうと思っていたのですが、事件の内容を見ていったら、もう少し刑を軽減してあげられないのかなと思っていたところ、まず懲役5年というのが出てきました。

司会者：検察官の求刑ですね。

裁判員経験者 F：検察からもっと重い求刑がされるかと思っていたのが5年で、事件の内容から執行猶予なども考慮しました。最終的には正しい判断をしたと思っています。

司会者：ありがとうございます。Eさん、お願いします。

裁判員経験者 E：常々裁判所は気持ちのない評決をしているのかなって思っていました。非常に重い刑を科すことをすぐに決めたりするのかなと思っていましたが、いろいろ評議をやっていく中で、論理的に決めていったので、気持ちの整理をしながら決められたと感じました。

もう一点、Fさんがおっしゃられたように、事件によって殺人だから非常に重い刑を科さなければいけないという意識があったのですが、事案によれば情状を見るということも感じました。テレビなどでの情報に接している限りでは、簡単に事件で懲役何年とか無期懲役とか決まっているのかなと思っていたのですが、前例なんかも示していただきながら決められたのは、非常に

合理的にできたのではないかと感じています。

司会者：ありがとうございます。Dさんいかがですか。

裁判員経験者D：検察官の方から最後に求刑をされて、その後一週間話し合いをしたわけですが、そのときに裁判員制度が始まってからの今回の殺人未遂罪と似たような案件の刑の平均値を見させていただきました。そこで結論が7年になったわけです。

司会者：今も少し水を向けさせていただきましたが、量刑について裁判所の方で一つの考え方をお話しさせていただきましたし、検察官も量刑のポイントということで、弁護人も責任能力の観点から量刑について主張されていまして、その辺りの評議は難しかったでしょうか、それとも分かりやすかったでしょうか、率直な御意見をお願いします。

裁判員経験者D：率直な意見としては、難しいです。

司会者：評議の始まるときに、どの事件においても、法律で決まっている刑の幅の話をさせていただいたと思います。日本の法律というのは、法定刑で、例えば懲役5年以上と決められている場合、殺人事件であれば懲役5年以上で無期懲役や死刑もあるし、それから酌量減軽、未遂減軽ということで刑を減らすこともできるので、事件によってはそういう未遂減軽の話もさせていただきました。法律自体が非常に広い幅になっていますので、評議のときにも申し上げましたように、この幅の中から決めないといけないということで、ある意味ではその事案に応じて、非常に裁量が広いことになっています。例えば殺人であれば懲役何年と法律で決まっていれば、何も迷うことはないのですが、そういうようにはなっていません。裁判官裁判の時代にも量刑というのは悩ましい問題でした。裁判員制度が始まって、裁判員の方に入ってきて、皆さんの感覚を量刑に反映しようというのが裁判員裁判の一つの目的だったと思っています。

では、Aさん、お願いします。

裁判員経験者A：量刑がどのように決まっているのかも初めて知りましたし、

量刑を決める際に考慮したことが、被告人が社会復帰するときに守られているのかなと思いました。

司会者：ありがとうございました。では、Bさんお願いします。

裁判員経験者B：難しかったです。最初に大体、放火はどれぐらいの刑になっているというのを、パソコンの画面で見せていただきましたので、それを参考に決めていきました。

司会者：ありがとうございました。では、Cさんお願いします。

裁判員経験者C：量刑については、私たちは素人ですので、どういった見解になるのかなという疑問は持っていましたが、裁判官の方が懇切丁寧に、過去の事件についてはこういう例がありましたと示していただき、私の担当した放火事件は大体こういう量刑のレベルなのかなというように感じました。

司会者：ありがとうございました。

裁判員経験者C：外国から一人で見知らぬ土地に来たので、その辺りを何か配慮できなかったのかと感じています。

司会者：今のお話は、先ほどFさんがおっしゃった、もう少し周りが何とかしていたらこういう犯罪は起きなかったのではないかとということと共通すると思います。私もいろいろな事件を担当していますが、おっしゃることは十分分かります。もう少し周りのケアがあれば、何とかなかったのではないかとという事件が多いです。裁判員裁判の事件以外でも同じですね。

量刑について一通りお聞きしましたが、皆さんのお話を聞いて検察官、弁護士、裁判官の方から感想をお願いします。検察官いかがですか。

野崎検察官：まず求刑についてですが、検察官としては求刑を主任の検察官が上司と協議をした上で決めております。その決める過程で同種の事件の資料であるとか、量刑データを検討した上で求刑を決めております。ただし、もちろんその事件というのは二つと同じ事件はないわけで、それぞれ顔というものがあるわけです。その量刑データというものはもちろん参考にしつつも、この事案の重視すべきところはどこにあって、それでこの被告人

に対してどういう刑罰を科すのが適当なのかということについては、検察官も日々悩みながら仕事をしております。なかなかこれが正解だというものがある話でもございませんので、検察官によっても意見がまちまちであるということもございますが、そういった意見の相違については証拠関係ですとか事実関係を、その決裁や協議の場を通じて問題意識を共有して、最終的に一つの結論に落ち着かせているというところがございます。その検察官の求刑というのはあくまで一当事者の意見にすぎないというのはもちろんですが、実際の評議で量刑を決める上での一つの物差し的なところにはなっていて、検察官の意見がそういう意味でも参考にはされているのだろうという意識のもとで量刑を決定しております。量刑の事情について、動機に酌量の余地がないとか、態様が悪質だとか、いろいろ検察官は言うことがあるのですが、そこだけ言っても説得力がないので、具体的にこの事件のこういうところに着目した上で量刑判断をしてほしいということピックアップして、皆様にお渡しした論告メモというものを書いて、それについて論告のプレゼンテーションで説明しているところです。皆様にいかに検察官の主張に対しての御理解をいただくかということについても、検察庁内ではリハーサルというものをやっております、その担当検察官や事務官はもちろんですが、その担当以外の検察官や事務官、あるいは司法修習生を一堂に集めて、その中で実際に行うものと同じようなりハーサルをやったりもしております。そうすると、事案を全く知らない、法律に対する知識も千差万別の中で、結構いろいろな意見が出てきます。この点をもう少し変えた方がいいのではないとか、求刑が少し重過ぎるのではないとか、軽過ぎるのではないとか、いろいろな意見が出てきます。そういったリハーサルとかも踏まえた上で検察官としてはできる限り、事件の特性に応じて適切な量刑を導いていただけるように、今申し上げたような活動をしているという現状でございます。

司会者：では、弁護士会お願いします。

藤田弁護士：弁護人のほうは検察官とは違って、大きな組織ではなくて、個々

の弁護士それぞれなので、弁護人によって考え方も全く違いますし、事件への向かい方も違うので、一概にこうというのはなかなか難しいのですが、基本的には裁判員裁判の場合は大体弁護人の方からも、執行猶予をつけてくださいとか、懲役何年ぐらいがふさわしいですとか、具体的な数字を言うことが多いと思います。裁判員裁判ではなかった、これまでの裁判官だけの裁判のときは、余り何年というのを言わなかったことが多かったのですが、裁判員裁判になったら一般の方に判断していただくので、検察官は具体的な数字を言いますから、弁護人の方でも弁護人側、被告人の側から見た数字を言うように、多くの弁護士はしていると思います。弁護人の場合は、検察官がまずどういう求刑をしそうかというのを予想するところから始まりまして、それは同じように過去のデータを見るのですが、その上で被告人の事情を考えて、被告人にふさわしい刑をこれぐらいだと決めています。我々弁護人が一番気にしているのは何かと言いますと、有罪・無罪を全く争っているような事件はともかくとして、有罪は有罪だけれども量刑が何年かというのを争っている事件では、こういう酌むべき事情がありますよとか、こういう被告人に有利な事情がありますよというのがあったとしても、だから刑として何年というのはなかなかうまくつながらない、こういう事情があるので3年とか、こういう事情があるので5年とか言って理解してもらえるのだろうかというのが一番気にしているところです。特に多くの事件を起こす人というのは、事件自体悪質なことをやっているのだけれども、置かれている環境がかわいそうな人も多いので、その辺りをどうやって理解してもらおうか、どういうふうに反映してもらおうか、そういうところを常に悩んでいるという状況です。裁判員の方への質問は、弁護人の方から刑を何年ぐらいだと主張されることがあると思うのですが、それを聞いて、何でこの数字なのだろうかというように頭に疑問が浮かぶのか、弁護人が言ってることを聞けば、まあそうだろうと思うのか、その辺りの正直な感想を聞いてみたいと思います。

司会者：今、藤田弁護士の方から質問がありましたが、どなたかお答えいただ

ける方いらっしゃるでしょうか。担当していただいた事件では具体的な数字というよりも、むしろ執行猶予を求めるとか、数字以外の要素で弁護人からの意見というのがあったかと思えます。

裁判員経験者 F：私は今回参加させてもらって、まず弁護人がもっと語るのかと思って、あるいは検察官がもっと厳しい刑を出して、お互い争ってどこかで決めるのかと思っていたら、検察官も初めから私たちが考えていた年数の求刑で、弁護人ももう少し、被告人の事情を説明するんかと思っていたら、どちらももう先のことが読めているから、常識の線から出していつているのだけれど、私たちは、最初はそういうのが分からないから、少し意外に思いました。後になって、そういう主張の仕方なのだと理解できました。そういう意味で、私たちにとって、一番理解させてもらえた場だったなと思えます。

司会者：ありがとうございました。今、Fさんの話にあったのですが、裁判所の立場から言っても、殺人だからといって検察官が極端な意見を言うとか、弁護人としても被告人のためだからといって極端な意見を言うと、やっぱりそれはその事実から離れてしまうので、事案に応じたことを言った方が説得力があるということになります。多分Fさんが、殺人という目で見るとちょっと最初はどうかと思われたのは、そういうところじゃないかというように担当した裁判官としては思っております。最後になりましたけど、田中裁判官をお願いします。

田中裁判官：司会者の方からも話があったように、日本は法定刑の幅が非常に広いので、いきなり何も知らずにくると、どうやって刑を決めるんだという話になるのですが、そこは裁判所も分かっておりまして、裁判員が始まってからもう7年が経過いたしましたので、その間に量刑データもたまっていますので、そういうデータを示しながら、裁判所から、こういう事案ならこうだとか、こういう事情があったらどのように量刑が変わるんだとか、そういう点の説明を工夫しています。皆さんになるべく御理解いただけるようにしっかり努力していきたいと思っています。

司会者：今、皆さんに量刑について一当たりお聞きして、法曹三者の方からそれぞれ意見が出ましたし、私も少し口を挟みました。その他、量刑全般について裁判員の皆さんから、御意見をお聞かせいただけたらと思います。

裁判員経験者 E：Fさんの言っていた話と一緒になのですが、どちらかというとなり護人の方が事実関係を被告人に聞きに依っていたので、非常に厳しい追及をしているように見えました。だから多分Fさんが言われたように、なり護人の方が厳しくて検察官が追及していないという構図に見えたのかなと思います。実は検察官は淡々と罪の重さを説明しているのですが、あの裁判の中で見ていると、ずっとなり護人が、情状酌量という部分を説明したいのかよく分からないのですが、その説明でずっと被告人、証人に対して追及しているという状況が見えたので、初めて聞いていると非常にきつい質問をしているという感じを受けました。実際は、検察官の立場で求刑したり、説明したり、なり護人の立場でなり護している形なんだと後から気づきました。

野崎検察官：今のEさんの御意見に対して、担当の検察官として説明させていただきます。そのような御印象については、恐らく事件の構図があったのだと思います。家庭内の事件で、何よりも被害者が亡くなられていましたので、これが仮にも殺人未遂事件ということであれば、恐らくその被害者が証人出廷して、検察官から事実関係を聞いていくということになるのだろうと思います。そうになると、まずこちらから事実関係を証人尋問で明らかにしていくという形になって、その後被告人質問という流れになりますので、そういった事件であれば、また受ける印象というのはもしかしたら変わったのかもしれないということです。EさんとFさんの担当した事件につきましては、御指摘もあったように、なり護人がある程度きちんと事実関係を提出されました。事情としては有利な事情、不利な事情、できれば被告人側にとっては出したいくない事情というものもあるのかもしれませんが、その辺りの一連の事情もある程度きちんと出していただいた上で、その事実を判断する母体はできたのかなと思います。もし仮になり護人がなり護側に有利な事情しか聞かないの

であれば、それが終わった後に検察官から、出てこなかった事情についても聞いていくということになりますので、結局出てくる事実はトータルで同じなのですが、裁判員の方が受ける印象はその都度事件によっても、審理の仕方によっても変わってくるのかなという感想を持った次第です。

参列者：今後の審理の運営の改善の資料にしたいので、何かこういうふうにしてほしかった、例えば評議の時間が足りなかったとか、説明が分かりにくかったとか、あるいはもう少し証人とか被告人とかに聞いたかったとか、何かそういうことがあれば、具体的に教えていただければと思います。

裁判員経験者 D：私が担当した裁判は未遂事件だったのですが、基本的に被告人と被害者と被害者の親とが出廷し、あと精神鑑定医や当時の警察官の方も来られていて、割と証人自体は多かったです。けれども、実際に思ったのは、被告人側が相談していた当時の友人に出廷していただいて、どういう状況で話を聞いていて、どういう話でその人に話を持っていたのかというのは、私自身聞いたかったところです。その人に話を聞いて、どういうふうに被告人に対してアドバイスしたとか、実際に今回の裁判ではなかったのも、そこがもっと聞ければという印象は持ちました

司会者：ありがとうございます。ほかの方ございますか。

裁判員経験者 E：メモをいただけたので、私たちにとって情報があつたので非常に進行の上で分かりやすかったです。本当にこういうのがなく、単に話を聞いているだけだと非常に分かりにくかったのですが、ポイント、ポイントでメモをいただいたので、非常にありがたいなという気はしました。

司会者：それは、冒頭陳述メモとか論告メモとかいうものですね。それからあと、証拠の関係なんかでも、そのミニ版のものをお手元に配布したりして、見ていただきながら証人尋問なんかを聞いていただくという工夫はさせていただいているところなので、分かりやすかったと言っていたらよかったです。その他、辛口でも構いませんので、どうぞ率直な御意見をお聞かせいただけたらと思います。

裁判員経験者 C：私も E さんと同意見です。今まで法廷というのはテレビの世界でしか見てなかったものですから、言葉だけでやりとりをするのかなと思っていたのですが、こういうメモがあって、明らかに理解できましたので、これは必要ではないかなと思います。

司会者：B さん，どうぞ。

裁判員経験者 B：証人なのですが，被告人の御主人だけだったので，話をしていた友人などの第三者の意見も少し聞きたいと思いました。御主人だけだとやっぱり自分のいいように証言している感もあるかなっていうのも少しあったので，もう少し別の方の意見も聞いてみたかったと思います。お酒を飲んでの責任能力とか，どういう性格とかというのも少し分かりにくかったので，他の方からも少し聞いてみたかったかなというのありました。

裁判員経験者 C：それと類似した意見なのですが，被告人が外国の女性でしたので，弁護人がある程度文化の違いを把握して，この資料を作っておられるのかなというような疑問は若干感じました。

司会者：この資料というのは，弁護人の弁論や冒頭陳述とかですね。

法曹三者の方から何かありますか。藤田弁護士どうぞ。

藤田弁護士：メモのことですが，検察官から配られるメモと弁護人から配られるメモというのは，それぞれ，弁護人は自分で作っていますし，検察官は検察庁である程度決まったものを作っておられると思いますが，よく似たものを配られるケースもあると思います。多くの場合は違う感じというか，内容だけじゃなくて様式とかも違うのですが，我々弁護人からすると，どういう感じでメモを作ると見た目分かりやすいのかっていうのはいつも疑問に思っているところで，それは裁判員の方に聞かないと分からないところもあります。例えば，実際に経験された事件で弁護人が配ったメモは検察官のよりも読みやすかったとか，もしくはこういうのは分かりやすくてよかったですとか，そういうのがあれば教えていただければと思います。

司会者：今，それぞれの事件のときにお配りしたメモを手元に置いていますが，

検察官の方は組織でやっていますから、事件ごとに違いはあるのですが統一されているところもあるのに対し弁護人の方は様々なので、EさんとFさんの事件では文章でしたし、Dさんの事件では弁護人の方も視覚に訴えるような書類だったし、Dさんは弁護人の方も視覚に訴えた資料でしたけれども、どんな感じを持たれましたか。率直に思うところを言っていただければと思います。

裁判員経験者D：まず思ったのは、検察側から出てきたものは状況証拠を積み上げてきた、いついつ何が起きてというのを全部積み上げてきたメモが上がってきていまして、証拠であったり現場写真であったりとかそういう写真ですね。私の担当した裁判員のときの弁護人の資料というのは、やってることは本人も悪いと認めている状況で、ただ精神鑑定がかかるような状況だったので、この人の生き立ちを人情に訴えてくるような資料を、こういう生き立ちなので、やってることはやってることで仕方ないんだけど、人情に訴えて何とか情状酌量してやってほしいという資料でした。当時の弁護人の話も人情に訴えるような、そういう話し方をしてくる状況だったので、どういふふうにとらえたらいいのかなというのは思いました。

司会者：ありがとうございました。EさんとFさんの事件は、弁護人のほうはある程度文章で、検察官のほうは視覚に訴えるような書類を出されたんですけども、Eさん、Fさんどちらの方からでも結構ですが、どんな印象を持たれましたか。それが要するに書類の形式によって何か考え方や分かりやすさに影響があるのか、それともそうじゃないのかとか、その辺りも含めてお話しいただけたらと思います。

裁判員経験者E：両方とも少し様式が似ていました。ただ、言いたいところは少し文字の色を変えて、ここが重要であると強調したりしているので、そこはそのポイントの中で見ても非常に分かりやすかったです。それは例えば論告を見たら非常に分かりやすいなという感じはしますし、問題提起と結論とがきちんと整理ができていると感じました。例えば、クロスかけたところの

結論がこうなったよとか、整理ができていました。検察官のメモについては、少し経過年数とかが入っていると、何年ぐらいなんだなというのが少し読まないといけないので、10年も15年もこういうことをやってきたんだというのが、少し括弧書きで入っていると非常に分かりやすいなという感じは非常にしました。

司会者：長い経緯があった事件なので、ちょっと参考として年数みたいな付記があったらよかったのじゃないかと、そういう御意見ですね。

(休憩)

4. 裁判員の精神的負担を軽減するための方策について

司会者：裁判員の皆さんの精神的負担ということについて、話題を進めさせていただきます。

評議のときにもどこかのタイミングで申し上げましたように、裁判というのは結論を出すのが大変なんですよというようなお話をさせていただきました。裁判に携わること自体が皆様方に精神的な御負担をおかけしているということで、メンタルサポートの話もさせていただいたと思いますが、そういう裁判の一般的な判断をすることに精神的な負担があると、これはもうどんな事件でも共通なのですが、ここにおられるEさん、Fさんは、期間は短かったのですが、殺人事件を担当されたということになります。Dさんも殺人未遂ではあるのですが、逆に期間が長いという御負担もいただいたわけで、お集まりいただきました裁判員の皆さんには、それぞれの事件ごとに重い精神的な負担をおかけしたのかなというように思いました。ただ、そういうところで精神的負担をおかけするのだけれども、裁判官、検察官及び弁護人は、皆さん方に与える精神的負担はできるだけ軽くしようということで努力しております。

例えば、殺人事件であれば、生々しい遺体の写真を出すのではなくて、亡く

なられた方の、イラストを採用したりしているところですか。そういう証拠関係なんかでも、配慮が功を奏したかどうかとか、率直なところで結構ですので、その辺りについて御意見お聞かせいただけたらというように思います。

では、殺人事件を担当されたということで、Fさんからお願いします。

裁判員経験者F：私は、いろいろ御配慮いただいたことでも中身は大体わかって、大変目的が達成できているんじゃないかと思えます。しかし、中にはもっと逆に、そんなんで殺せるのかなと、死ぬのかなというようなこともあります。ロープでこうやったら死にますよといったら、そういえばやっぱり死ぬのかなと、殺されるのかなというように思います。余り血を出したり、見えて大変なことになっているというような写真は見たくないなと思っていたのですが、そういうのは確かに配慮してもらっていたので、状況は非常によく分かって、なかなかいろんな形でそういう配慮の努力はしてくれているなとは思いました。

司会者：裁判の責任者としては、ほっとしております。ありがとうございました。

Eさん、いかがですか。

裁判員経験者E：弁護人が最後のところの、親が子どもを殺すところの事実関係をずっと追及して聞いていったときは、やはりその日はショックな状況が確かにありました。それが、今まで引っ張っているかというところでもないのです。そのときは、やっぱり自分も子どもを持っている関係上、どうしてもその親の心情になって中へ入り込んでしまったのかなという気はしました。それが、多分人によつたらすごく感情的に落ち込む人もいてるだろうと思えます。私は、その日だけでそのような状況は終わったのですが、そういう意味では裁判員になって、そういうことを経験させてもらって、精神的な負担というのは全く感じなかったです。

ただ、もし自分が職場を空けることによってそのカバーを誰かがするということになる、そういう部分が制度的には難しいのかなという感じはしまし

た。もし担当でどうしてもこの時期抜けられないというものが当たって、その人の代わりは誰ができるのかなということなんかを考えると、今ちょっと難しいかなと感じています。

司会者：では、Dさん、どうぞ。

裁判員経験者D：先ほどもお話ししたのですが、裁判のあった3週間は、裁判が終わってから、帰って仕事をしての繰り返しで、裁判がないときは普通に仕事をしていたので、もうその裁判のあった3週間は、全く自分の休みがない状況で、精神的にも肉体的にも疲れました。ドラッグストアは、薬剤師か登録販売士という免許を持っている者が最低一人いないと、店舗を開けられない状況になります。私のいる店舗は、人数が多いところだったので何とかいけるかなという状況で、上司に相談して、上司から「ヘルプを出すよ。」という話をして私は来たのですが、他の小さい店舗が人員不足で、結局こちらへヘルプが入り、私に対してのヘルプが全くない状況になりました。今、社会的にも問題になっていると思いますが、人手不足というのは現実的に私の周りであった状況でした。

司会者：ありがとうございました。

では、Aさん、お願いします。

裁判員経験者A：裁判に来ることに関しての、精神的負担はなかったんですが、私が働いている職場は、私と同じような仕事してるのが二人だけなので、私が休むと、その人の休みと私と出勤日と振り替えてもらわないといけないし、その人にも家庭があるので、あなたがいない日は私が出るんで、あなたが来る日は私がしますという、そういう迷惑がかかったので、仕事に関しては負担がありました。

司会者：ありがとうございました。

では、Bさん、お願いします。

裁判員経験者B：被告人が外国人だったので、通訳の方が入るのですよね。その時間がまた同じことの繰り返しで、言っていることは分からないですけど、

繰り返して時間が長くかかりました。とんとんと進んでいけば分かるところが、一旦間に挟まることで、何か少し止まってしまうというところが、少し精神的に負担に感じました。もっとスムーズに裁判が進んでいけば、まだ少しよかったなというのは感じました。

そんなことで、倍の時間がかかっているの、私たち結構3週間ぐらいあったので、しかも12月という忙しい時期で、私も飲食店に行っているの、パートですけど、ぎりぎりの人数でやっているの、誰かが休むとそこへ誰かが入っていかないといけなくなり、シフトを組むのも大変だったと思うのですが、仕方ないなあみたいな感じですけど、休みはいただきました。そういった仕事のことが精神的な負担となりました。

司会者：そうですね、通訳事件というのは、発言があったら通訳があってということで、日本人の事件よりは時間がかかるので、それだけ長い拘束時間にもなります。

では、Cさん、どうぞ。

裁判員経験者C：私の場合は、ちょうどおとしですかね、おととしの12月にこの裁判がありましたので、その年に私がちょうど65歳でリタイアしたときだったので、失業保険の最中でしたから、特に問題はなかったです。

司会者：今の裁判員の感想をお聞きになって、まず検察官の方から感想をお聞きしましょうか。

野崎検察官：一般的な御質問にお答えいただければと思うのですが、開廷の仕方なのですが、基本的にはもちろん1箇月に1回とか2回とかいうペースではできないので、基本連日開廷ということになるのですが、例えば、全部で10日間審理をしなければいけない事件であるときに、平日が五日ありますから、月曜日から金曜日まで詰めて、それを2週でやって2週で終わらせてしまうという方がいいのか、それとも途中で休みを設けて全部で3週間かかっても、全体的な期間は長くなるけれども、その方がいいのか、御感想とか御意見はいかがでしょうか。

司会者：Fさん，どうぞ。

裁判員経験者 F：私は仕事もあるけれども，その期間は，とにかく最終的に裁判員をやってもらいたいということがあったので，それは割り切ってこの間休ませてもらいました。裁判の期間が余り長引くといろいろな事情もあるので，やはりその期間は，短期に詰めてもらう方がありがたいです。

司会者：ほかの方の御意見，どんな感じですか。

Aさん，どうぞ。

裁判員経験者 A：五日間詰めてやられてしまうと，やはり子どももまだ小さいし，私も病院に勤めているので，五日間休むとみんなにも迷惑がかかるから，やはり今みたいに今週は二日来るとか，そういうふうにしてもらえた方がありがたいです。

司会者：Bさん，どうぞ。

裁判員経験者 B：私も，また土日が休みじゃないので，五日間詰められると土日に仕事をしてても全然自分の休みもないことになり，そこへ家のこともしないといけないとなってくると，ちょっと厳しいかなと思います。やっぱり休みが入った方がいいと思います。

司会者：他の方，どうぞ，Dさん。

裁判員経験者 D：僕もBさんと同じ意見で，ドラッグストアって，基本的に年中無休なので，そこに対して一人抜けると誰かしら補填が入って，その人の休みがなくなる。こっちも，裁判なので仕事に入らないといけないという状況で，3週間みっちりやっていたので，そうなったら，結局仕事に行ったりしていた状況だったので，今回やった裁判の内容が難しい問題だったので，集中してしないとイケないし，鑑定医であったり精神科の医師の都合もあったので，もうその期間しかポイントがないという状況だったので仕方がないところはありますが，やはりちょっと間隔は空けてほしいなというのありました。

司会者：二つの意見が出ました。裁判を主宰する裁判所の側としても日々悩ん

でいるところで、両方の立場があると思います。今日の皆さんの御意見を参考にしていきたいと思います。

藤田弁護士，どうぞ。

藤田弁護士：期間のことは非常に難しいと思います。実際，私も弁護士ですが，裁判員裁判の招集通知が来たんですけどどうしたら断れますかという相談を受けたりすることもあります。

事件で，例えば，被告人の人となりとかを話す証人として，夫であるとか，家族が出てきて話す。それ以外に，例えば，親しい友人だとか，職場の上司だとか，その被告人の人となりを話すにしても，いろんな人から話してもらいたいと弁護人が思うケースもありまして，そうすると1人のところが3人になると，1日延びたり2日延びたりということになって，そこを実際の審理が始まる前に，公判前の整理手続というのをやりますけれども，そこで裁判所とか検察庁とよくもめるのです。そういうのが非常に難しくて，我々も本当は短ければ短い方がいいですし，シンプルであればあるほどいいと思っ

ているのですが，どうしてもこの人に聞いてもらわないと，ここは分からないとか，そういうのがいっぱいあって非常に悩んでいるところです。

期間のところはそうですし，中身のことに言っていると，例えば，先ほど出た責任能力とかの問題だと，精神科医の医師に話を聞くということになって，精神科医の医師は別に裁判を専門にしておられるわけじゃない，治療を専門にしておられる方なので，専門的過ぎて説明が分かりやすいとも限らないので，そういう人にどうやって話してもらうのか，すごく悩ましいです。実際に医師に話を聞くと，やっぱり普通とは少し違うねというような話も出てきたりしますので，それをどうやって伝えるのか，我々も非常に日々悩むところです。どうすれば正解というのはないので難しいのですけれども，分かりやすく，かつ短く，かつ充実したというような，矛盾してはいるのですが，それをどうにかバランスをとってやりたいとは思っております。

司会者：田中裁判官，お願いします。

田中裁判官：スケジュールの立て方の件ですが，裁判員候補者の方に集まってもらって，その中から抽選で裁判員を選定するのですが，その選ぶ日と審理のある日を分ける方式が結構最近増えているのですが，この点はやはり空けておいた方がいいということでしょうか。率直なところをお伺いしたいと思います。

司会者：選任手続の日を，選任が半日かかるので，かつては選任手続の日の午後に，もう法廷というやり方が多かったのですが，今は選任手続の日と，それから具体的な審理の日を少し空けたりするやり方も多いのです。いかがですか。

裁判員経験者 F：今回，特に仕事のこととかいろんなことが言われているし，私はもちろんお断りするかどうかというのは，いろんな本会議とかにかかっていたら，採決の日とかにかかっていたらというようなことになれば難しいところがあります。裁判員の抽選のときに，いつ来てもらうということではなくて，何箇月か前に裁判員の候補者になって，一応内定みたいなことになったときに，何月と何月と何月に裁判があるけれど，そのうちのあなたはどれでしたら来られますかと聞いたら，一番迷惑をかけず，いろんなことができるかと思います。一方的に日付が来ると，もう自分ができるだけ協力しなければいけないと思っていてもできないと，だけど，他の日だったら，他の月だったらできるとかというのがあって，そういう調整はできないものかなというのを，質問させてもらおうと思います。

司会者：一般的な形として，困難月というのを二月挙げていただくということになっています。最初にお聞きする書類には，そういうことが書いてあります。例えば，和歌山だったら，梅の摘み取りの期間ですから困難ですとか，ミカンの期間ですから困難ですということで，そこで，そのところをどの程度皆さんの御意見をお聞きするかというところはあるので，なかなか難しい問題だろうと思います。

ですから，皆さんの御都合を聞きながら調整といっても，裁判の方は公判前

整理ということで、いつそれが終わるかというのも、事件ごとに流動的なところがあります。毎月コンスタントに事件があるのであれば、この月オーケーというように書いていただいて、その月に当てはめるといようなことも考えられるかもしれませんが、事件というのは非常に流動的で、そのタイミング、審理の状況も医師等の都合によることになりますので、裁判員の御都合というのをあらかじめ聞くということも十分考えられるのですが、そこは困難月を二月挙げていただいているというようところが限度かなというように思っています。

裁判員経験者 F：それでは、とりあえず裁判員の人を決めようとか、それとも事件の内容がこれとこれとに出てもらおうということだったら、大体日付を月単位で、いつ頃というのは大体分かるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

司会者：公判前整理手続が終わるのがいつかというのは、何とも分からないのです。大体、このぐらいというのは、何箇月か前には分かるのですが、ただ、大体これぐらいっていうことで証人の方に来ていただくということではなく、ピンポイントでその日に来ていただかないといけないので、それで日程を組むことになります。だから、ちょっとそういう調整を裁判員を決めてから並行してやるとなると、いろんな方の期日が複雑になってしまいますので。現状ではなかなか難しいかなというように思います。

裁判員経験者 F：そうすると、裁判員に協力するかしないか、イエスかノーかですね。

司会者：ちょっと厳しい言い方ですけども、そうですね。

裁判員経験者 D：私の場合は、9月に裁判が始まるとあって、選任の通知が6月ぐらいに届いたのですが、選任日が9月の中日で、その1週間後から裁判が始まりますよと、もう日程が全部決められた状況だったので、仕事によってシフトを組まないといけないがあるので、事前に選任日は当たり外れが分からないので、そこは休みは取るのですが、いざそこで選ばれてしまった

ら、その後のシフトを全部作り直しをするとか、そういう状況が発生しているので、前倒しでやってもらおうと、じゃ、この期間以外ですよと分かっているので、そこでシフトは組みやすかったのかなと思います。

司会者：そうすると、先程の田中裁判官の質問に対しては、選任の日と審理の日に関する質問に対しては、選任の日と実際の審理の日はできるだけ空けてほしいと、そういうことになりますね。ありがとうございました。参考にさせていただきます。

5. 今後の裁判員裁判に対する意見，これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：皆さん，裁判員を経験していただいたのですが，今後の裁判員裁判に対する御意見と，これから裁判員になられる方に何かメッセージがあれば，一言ずつお願いします。では，Cさんからお願いします。

裁判員経験者 C：そうですね，私も個人的には情にもろい方なので，もしなられた方は，それを押し殺してすべきじゃないかなと思います。

司会者：では，Bさん，どうぞ。

裁判員経験者 B：私も最初は，相当不安もあったのですが，いざ皆さんと話し合いをしてみたら，そんなに堅苦しく考えなくても，まあできるんじゃないかなと思ったので，これから裁判員になられる方もそんなにすごく難しいのではないかと思わずに，ぜひ参加していただいた方がいいと思います。一生のうちに一度なれるかどうか分からない体験ですので，ぜひ皆さんしていただいた方がいいと思います，少し考え方も変わり，裁判についての考え方も変わり，いい体験ができたとは思っております。

裁判員経験者 A：裁判所から封筒が来たとき，えっ，まさか私何か悪いことしたのかなと思いました。初めてで，被告人の外国人も若かったし，始めるとき，えっ，何事というのは思ったのですが，一緒に裁判員になられた方と意見の交換をしたり，裁判官から詳しくいろんな説明をしてもらえたので，今後される方は難しく考えず，Bさんも言ったとおりと思いますが，できるか

できないか分からない経験を一回はした方がいいかなと思います。

司会者：では，Dさん，どうぞ。

裁判員経験者D：そうですね，私も同じ感じで，今後できるかどうかという，一生に一度あるかの経験になったので，選任されたらやろうという思いはしていた状況でした。今後される方については，やっぱり裁判官3人，裁判員6人と，補充裁判員が3人いて，これだけの人数で話し合っただけで決めることで，自分一人の意見で決めたことではないので，そこまでは重く考えずに，みんなの意見ですり合わせて決めてることなので，負担には思わない方がいいかなと思います。

司会者：では，Eさん，どうぞ。

裁判員経験者E：最初は，やはり皆さんと同じように，厳しい裁判の中でやっていかなければいけないと思っていたのですが，非常に分かりやすく説明していただいたので，非常によかったかなと思います。断らず，皆さん受けて，やって，いい経験をしたらいいなというのが正直な感想です。

あと，職場でも今度スピーチで少しこの裁判員裁判に選ばれてという話をしようと思っているのですが，やはりそういう意味では一生に一回経験できるかどうか分からないので，特に若い方々は怖がらず参加したらいいというのが感想です。

司会者：では，Fさん，どうぞ。

裁判員経験者F：私も最初は，裁判員の守秘義務を少し誤解していて，別になつたからといって，裁判員をしていることを別に言ってもいいというのを知らなくて，黙っていた方がいいと思っていたけれど，経験者のバッジをくれるときに，裁判員になったことを皆に言っただと気づきました。その辺りは少し宣伝も説明も不足していると思います。

それと，あと自分として正しい判断をさせてもらったというような，最終的に裁判官の皆さんとか，検察官，弁護士の皆さんの話の中で私は納得して，これが一番いいという評決で終わったので，悔いはありません。

司会者：ありがとうございました。

6. 記者からの質疑応答

司会者：では，記者の方からの質問をお願いします。

記者：裁判員を経験する前後で，司法制度に対する考え方とか事件事故の報道の見方とかが変わったよとか，そういうことがあればお伺いしたいのですが，どうでしょうか。

司会者：では，Fさん，どうぞ。

裁判員経験者 F：私は大いに変わりました。なかなかテレビとかで見ている，随分罪が軽いんじゃないかとかね，随分重たいんじゃないかとか，でもなかなか中身がわからないと軽々に判断してしまうというのはいけないかなと思うようになりました。やはり，中身がいろんなことで複雑で。もちろんそれが，行政のことも周りのこともいろんなことを含めてで，その罪を犯したら犯しただけの内容，あるいは，被害者，加害者ともに，周りもみんなで考えていかないといけないことが多いということを随分感じました。裁判員の実験から，事件ごとにいろんなことを思う事件が，増えてきたように思います。

司会者：他の記者の方で，ありますか。

記者：EさんとFさんにお伺いさせていただきます。

先程，少しお話のありました御遺体等に関するイラストの件で，裁判員経験者への精神的な負担という側面と，あと一つ，写真ではなくてイラストにすることによってその事件そのものの捉え方が変わってきてしまうのではないかという，そういう意見もあるかと思えます。そういったことについて，実際当事者としてどのように受けとめられたか，教えてください。

司会者：Eさん，どうぞ。

裁判員経験者 E：たしか，写真のような感じで姿がこうふうに横たわっていたよというような感じのものをを見せていただいたと思います。もしあれが本当の御遺体というのであったら，少しショックに感じると思います。例えば，私を感じなくても，同じように裁判員で女性の方がおられたりして，そうい

う中でそういうものが露出されると、非常に見ている方としたら厳しいかなという感じはしました。

やはり、実際殺人現場とか全部、多分いろんな写真とかあったと思うのですが、殺人事件という法廷の中で、そういったものが出てくると、本当に厳しいかなという感じはします。

司会者：Fさん、いかがですか。

裁判員経験者 F：私も同じように、遺体の写真が出るかと思ったのですが、全くそういうことではなくて、遺体の説明やその殺人の状況も説明してもらえたので、それで状況も分かり、非常によくできた説明だったと思いました。

司会者：どうぞ。

記者：確認ですが、このイラストを使うということ自体については、肯定的に捉えてらっしゃるということによろしいですか。（EさんとFさんうなずく。）分かりました。ありがとうございます。

司会者：ほかの方で、質問ございますか。

記者：また別のテーマなんですけど、裁判員の方の安全確保という面で少しお伺いしたいと思います。

福岡の方で、暴力団絡みの裁判員裁判で、裁判員の方への声かけというのがあって、それ以降少し話題になったかと思いますが、まず裁判員を経験されて、何か怖いなと思ったことがあったかどうか。また、安全確保の面で何か項目があれば教えてください。これは、どなたでも構いません。

司会者：どなたでも構いませんということで、どうぞ、Cさん。

裁判員経験者 C：この件につきましては、先程Fさんの方から御発言いただいたように裁判員になった時点で、これも絶対に他人には漏らしたらいけないと、そういう意味で私も聞いていましたから、当然、周りの者にはしゃべっておりませんので、特にそういうのは問題なかったです。

司会者：では皆さん、裁判員になったことによって、何か怖い思いはしなかったということによろしいでしょうか。（裁判員経験者全員がうなずく。）

記者：ありがとうございました。

司会者：他に、どなたかありますか。はい、どうぞ。

記者：今の質問に絡んでです。今は怖い思いをされなかったということなのですが、実際に暴力団が絡んだ事件などを担当したことを想定したら、どういうふうにお考えかということをお聞きしたいのです。どなたでも構いません。

司会者：では、Dさん、どうぞ。

裁判員経験者D：傍聴席から裁判員が見られているわけなので、傍聴席に組員の人が来たら、確実に出入りのところに張られて、何かしらの可能性はあるのだろうかというのは、率直に思いました。

7. 最後に

参列者：皆さんの感想を聞かせていただき、最初は裁判員に選ばれて、大変な負担かなと思ったら、やってみたら、負担は負担だったけれど、非常によかったと、いい体験だったというお話で、私としても非常にうれしく思います。

司会者：では、最後に一言ずつ、検察官からお願いします。

野崎検察官：最初にも申し上げましたが、検察官としてはやはり事案の真相の解明と立証というところで責任を負っていくわけですし、なかなかその裁判員の方の負担軽減というものと両立が厳しいというところがあるのも事実なのですが、実際に裁判員裁判をやったの御感想をお聞きしたりして、まだ更に工夫できる余地はないかということで、更なる改善に努めていきたいと思っております。本日は、どうもありがとうございました。

司会者：藤田弁護士、どうぞ。

藤田弁護士：個々の弁護人というよりは、弁護士会とか制度自体にこうすべきじゃないとか、そういう提言もしていますので、裁判員制度、これが完成形ではなくて、見直しを前提にいろいろ議論もされているところですので、現実にもその裁判員裁判を経験された方が、ここがもっとこうだったらよかったとか、ここをもうちょっとこうしてくれないと困るとかですね、そういう声が具体的に上がると、特に裁判員を経験された人の声は貴重なので、制度

が今後変わる可能性もあります。守秘義務はあるとは思いますが、その制度自体、こういうところで困りましたとか、そういうのは声を上げていただけると、もっといい制度に変わっていくかなと思います。その機会があれば積極的に御発言いただけたらありがたいなと思います。ありがとうございました。

司会者：では、田中裁判官お願いします。

田中裁判官：今日は忌憚のない御意見ありがとうございました。まだ裁判員制度が始まりまして7年を経過したところなので、皆さんの御意見を踏まえて、制度をもっと発展させていかなければと思います。今後、よりよいものにしてきたいと思います。また、どうかよろしく願いいたします。

司会者：これもちまして、本日の意見交換会、終了とさせていただきます。

今日は貴重な御意見をお聞かせいただきましてありがとうございました。

今後とも、皆さんの御意見を踏まえて、よりよい裁判員裁判，参加しやすい裁判員裁判，わかりやすい裁判員裁判ということで努力していきたいと思えます。どうもありがとうございました。